

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（附則第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
<p>別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>			
法律	事 務	法律	事 務
(略)	(略)	(略)	(略)
<p>農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律 （令和元年法律第 号）</p>		<p>第三十八条第二項の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務</p>	

○ 独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成十一年法律第百八十三号）（附則第四条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（業務の範囲） 第十条 センターは、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。 う。 一 一十一（略） 二 センターは、前項の業務のほか、次の業務を行う。 一・二（略） 三 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第九号）第四十条第一項の規定による立入検査及び質問</p>	<p>（業務の範囲） 第十条 センターは、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。 う。 一 一十一（略） 二 センターは、前項の業務のほか、次の業務を行う。 一・二（略） （新設） 三 八（略）</p>

○ 食品衛生法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十六号）（附則第五条関係）（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（食品衛生法の一部改正） 第一条 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>第六十五条の三の次に次の二条を加える。 第六十五条の四及び第六十五条の五 削除</p>	<p>（食品衛生法の一部改正） 第一条 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>第六十五条の三の次に次の二条を加える。 第六十五条の四 厚生労働大臣は、食品衛生に関する国際的な連携を確保するため、外国の政府機関から、輸出食品安全証明書（輸出する食品の安全性に関する証明書をいう。以下この条及び次条において同じ。）を厚生労働大臣が発行するよう求められている場合であつて、食品を輸出しようとする者から申請があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、輸出食品安全証明書を発行することができる。</p> <p>前項の規定により輸出食品安全証明書の発行を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。</p> <p>第一項に規定するもののほか、厚生労働大臣は、輸出する食品の安全性の証明のための手続の整備その他外国の政府機関に対する食品衛生に関する情報の提供のために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>第六十五条の五 都道府県知事等は、前条第一項の規定により厚生労働大臣が輸出食品安全証明書を発行する場合を除き、食品を輸出しようとする者から申請があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、輸出食品安全証明書を発行することができる。</p> <p>前項に規定するもののほか、都道府県知事等は、外国の政府</p>

(略)

機関に対する食品衛生に関する情報の提供のために必要な措置を講ずることができる。

(略)

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 本省に置かれる職及び機関</p> <p>第一節～第三節（略）</p> <p>第四節 特別の機関（第十二条―第十六条の三）</p> <p>第五節（略）</p> <p>第四章（略）</p> <p>附則</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第四条 農林水産省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～十一（略）</p> <p>十一の二 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第 号）<u>第四条に規定する事務</u></p> <p>十二～八十六（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（設置）</p> <p>第十二条 本省に、農林水産技術会議を置く。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより農林水産省に置かれる特別の機関で本省に置かれるものは、次のとおりとする。</p> <p>食育推進会議</p> <p>農林水産物・食品輸出本部</p> <p>（農林水産物・食品輸出本部）</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 本省に置かれる職及び機関</p> <p>第一節～第三節（略）</p> <p>第四節 特別の機関（第十二条―第十六条の二）</p> <p>第五節（略）</p> <p>第四章（略）</p> <p>附則</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第四条 農林水産省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～十一（略）</p> <p>（新設）</p> <p>十二～八十六（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（設置）</p> <p>第十二条 本省に、農林水産技術会議を置く。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより農林水産省に置かれる特別の機関で本省に置かれるものは、<u>食育推進会議</u>とする。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

第十六条の三 農林水産物・食品輸出本部については、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

（所掌事務）

第二十四条 林野庁は、前条の任務を達成するため、第四条第一項第二号、第三号（業務及び会計の検査に係るものを除く。）、第四号、第五号、第十号、第十一号、第十二号、第十三号、第三十三号、第三十四号、第三十九号、第四十八号、第五十五号から第六十六号まで及び第八十三号から第八十六号までに掲げる事務をつかさどる。

（所掌事務）

第三十一条 水産庁は、前条の任務を達成するため、第四条第一項第二号、第三号（業務及び会計の検査に係るものを除く。）、第四号、第五号、第十号、第十一号、第十二号、第十三号、第三十三号、第三十四号、第三十五号（漁業信用基金協会の業務の監督（業務及び会計の検査を除く。）に係るものに限る。）、第三十九号、第四十八号、第六十七号から第八十三号まで、第八十五号及び第八十六号に掲げる事務をつかさどる。

（新設）

（所掌事務）

第二十四条 林野庁は、前条の任務を達成するため、第四条第一項第二号、第三号（業務及び会計の検査に係るものを除く。）、第四号、第五号、第十号から第十三号まで、第三十三号、第三十四号、第三十九号、第四十八号、第五十五号から第六十六号まで及び第八十三号から第八十六号までに掲げる事務をつかさどる。

（所掌事務）

第三十一条 水産庁は、前条の任務を達成するため、第四条第一項第二号、第三号（業務及び会計の検査に係るものを除く。）、第四号、第五号、第十号から第十三号まで、第三十三号、第三十四号、第三十五号（漁業信用基金協会の業務の監督（業務及び会計の検査を除く。）に係るものに限る。）、第三十九号、第四十八号、第六十七号から第八十三号まで、第八十五号及び第八十六号に掲げる事務をつかさどる。